

多賀城市幼稚園就園奨励費(平成26年度)

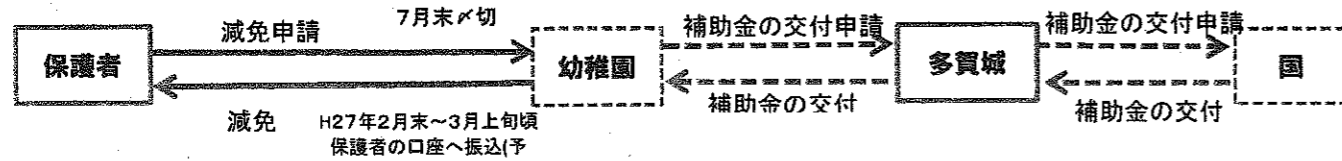
★申し込みは平成26年 月 日 まで幼稚園へ★

1 就園奨励費について

私立幼稚園では、幼児教育の育成充実及び保護者の経済的負担を軽減するため、入園料・保育料の減免(減額又は免除すること)を行っています。

また、減免を行った幼稚園に対して、多賀城市から補助金が交付されます。

申請から交付までの流れ(イメージ)



2 減免の対象となる方

減免の交付申請があった方のうち、減免の対象となるのは、次のすべての条件にあてはまる場合です。

その他、ご不明な方はお問い合わせください。

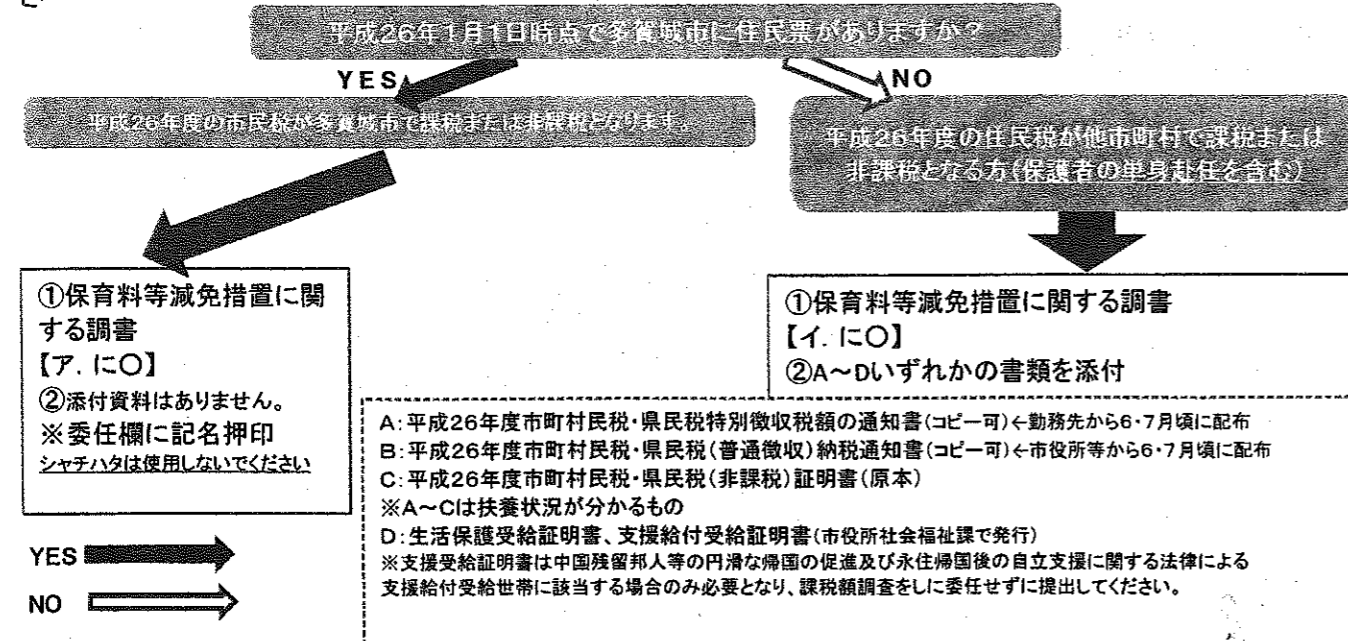
- 保護者・園児ともに多賀城市に住民登録をしていること。国籍は問いません。
- 園児が私立幼稚園に在園していること。
- 平成26年4月1日現在で、園児が3歳児、4歳児または5歳児であること。
または、平成26年4月2日以降に満3歳児となる園児であること。
- 園児の父母等の平成26年度市民税所得割額の合計が計算値(式①)以下であること(右頁別表参照)。
※ただし、住民税の住宅ローン控除が適用されている場合は、控除適用前の所得割額により判定します。
式① $171,600円 + 16歳未満の扶養親族数 \times 19,800円 + 16歳以上19歳未満の扶養親族数 \times 7,200円$
例) 父・母・子(18歳)・園児(5歳)の4人家族の時は、
父母の所得割額合計が $171,600円 + 1人 \times 19,800円 + 1人 \times 7,200円 = 198,600円$ 以下の世帯が対象です。
計算方法がわからない場合は、お問い合わせください。

3 申請の方法

①・②の書類を幼稚園に提出してください。

① 平成26年度保育料等減免措置に関する調書(別紙)

② その他の資料(世帯によって異なります。下のフロー図で確認してください。)



【市民税のわかる書類】

(減免の対象となるかどうかをご家庭でご確認ください)

- 会社などに勤務しており、毎月給料から市・県民税が引かれている方
- 市・県民税納税通知書により収めている方

給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

収入所得	主たる給与以外の給与	所得区分	課税所得①	分限超過課税	分限長期課税	山形所得	株式等の譲渡	先物取引

課税明細書

課税区分	課税標準額	税率	税額
市民税			
県民税			

課税明細書 市民税・県民税

通知書番号	発給番号	所得金額	所得控除額	課税標準額	税率	税額

4 減免される金額(家族構成により補助金の限度額が異なります A・Bの2パターンあります)

実際の支払額が限度額を下回る場合は、支払額が限度額となります。

パターンA 小学校1～3年生の兄・姉がいない世帯			階層区分	パターンB 小学校1～3年生の兄・姉がいる世帯	
減免限度額(年額)				減免限度額(年額)	
園児1人目	園児2人目	園児3人目以降		園児1人目	園児2人目以降 小1～3年の兄姉が2人以上いる
308,000	308,000	308,000	I 生活保護を受けている世帯	308,000	308,000
199,200	253,000	308,000	II 平成26年度市民税が非課税の世帯 平成26年度市民税が均等割額のみ課税され所得割額が非課税の世帯	253,000	308,000
115,200	211,000	308,000	III 市民税所得割額(園児の父母等の合計額)が別表に定める基準額以下の世帯	211,000	308,000
62,200	185,000	308,000	IV	185,000	308,000
-	154,000	308,000	V I～IV以外の世帯	154,000	308,000

※途中入園/退園/休園の場合→減免金は月割りで試算します。

※住民税から住宅ローン控除されている時は、控除適用前の所得割額で判定します。

別表

	19歳未満の扶養親族の数		市民税所得割額	
	16歳未満	16歳以上19歳未満	III区分	IV区分
1人	1人	0人	55,800円以下	191,400円以下
2人	1人	1人	66,900円以下	198,600円以下
3人	2人	0人	77,100円以下	211,200円以下
4人	1人	2人	88,200円以下	218,400円以下
5人	2人	1人	88,200円以下	218,400円以下
6人	3人	0人	98,400円以下	231,000円以下
7人	1人	3人	89,100円以下	213,000円以下
8人	2人	2人	99,300円以下	225,600円以下
9人	3人	1人	109,500円以下	238,200円以下
10人	4人	0人	119,700円以下	250,800円以下
4人以上 III	34,500円 + (16歳未満の扶養親族数 × 21,300円) + (16歳以上19歳未満の扶養親族数 × 11,100円) 以下			
4人以上 IV	171,600円 + (16歳未満の扶養親族数 × 19,800円) + (16歳以上19歳未満の扶養親族数 × 7,200円) 以下			

※年齢は、平成25年12月31日時点基準とする。

今年度より第2子・第3子以降の所得制限を廃止しました。今まで補助対象外だった方も対象となる可能性があります。忘れずに申請してください!